

自転車安全利用五則を守りましょう！

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

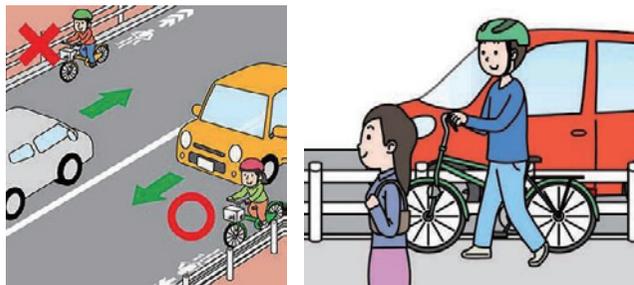
自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、**車道の左端**に寄って通行しなければなりません。普通自転車が例外的に**歩道**を通行できる場合でも、すぐに停止できる速度で**車道寄り**の部分を通りましょう。

◆普通自転車が例外的に歩道を通りできる場合

- 「普通自転車歩道通行可」の標識・標示があるとき
- こども（13歳未満）、高齢者（70歳以上）、身体に障害がある人が運転しているとき
- 通行の安全確保のためにやむを得ないとき
 - ・道路工事しているとき
 - ・駐車車両が続いているとき
 - ・交通量が多く道幅が狭い など



歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守りましょう。歩道・車道のいずれを通行している場合でも、「**歩行者・自転車専用信号機**」があるときは、必ずその信号に従いましょう。

「**止まれ**」の標識がある場所では、必ず**一時停止**しましょう。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず**徐行**し、左右をよく見て、安全に通らしましょう。



歩行者・自転車専用信号機

③夜間はライトを点灯

自分の存在を目立たせ、車のドライバーから見やすいように、必ず**ライト**を点灯しましょう。また、**反射材**を装着・着用しましょう。



④飲酒運転は禁止

道路交通法第65条に「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と規定されています。**飲酒運転は犯罪**です。絶対にやめましょう。



⑤ヘルメットを着用

ヘルメットは、事故の際に頭を守ってくれる重要なアイテムです。自転車利用の際は、**大人も子どももヘルメットを着用**しましょう。



あごひもはしっかり締めましょう！